

(別紙 1)

長井地区における広域的な観光拠点機能拡充のための基盤整備 及び事業手法検討調査業務委託仕様書

1 業務委託名

長井地区における広域的な観光拠点機能拡充のための基盤整備及び事業手法検討調査業務委託

2 契約期間

契約日から令和 2 年 3 月 1 日まで

3 業務内容

3-1 基盤整備検討調査

(1) 公園（隣接地含む）整備に係る基礎調査
概略設計に必要な以下の調査を行う。

① 諸条件の調査

- ・ 検討に必要な既存施設の整理
- ・ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査

② 地質調査

以下の調査を予定。当該地周辺一帯は埋蔵文化財包蔵地であるため、調査に際して必要な協議を行うこと。

- ・ 調査場所：公園及び隣接地内
- ・ 機械ボーリング：11 箇所（φ 86）
- ・ 標準貫入試験：55 回
- ・ サンプリング：11 試料
- ・ 土質試験：11 試料
- ・ 地質調査（資料整理、断面図等の作成等）

③ 測量調査支援

市が別途発注する測量調査について、本業務に必要な調査を把握し、測量調査を支援する。

④ 交通量調査

実施時期は令和元年 6 月の繁忙日（土日等）の調査を想定

- ・ 交差点 2 箇所想定
- ・ データ整理（来園者増等の将来予測含む）

(2) アクセス道路整備に係る調査

ソレイユの丘及び隣接地の整備に関連して実施するアクセス道路整備に当たり必要となる以下の調査を行う。

① 測量調査支援

市が別途発注する測量調査について、本業務に必要な調査を把握し、測量調査を支援する。

- ② 交通量調査
 - ・ 交差点 2 箇所想定
 - ・ データ整理（圏央道や三浦縦貫道の延伸等に伴う需要予測含む）
- (3) 公園の基本計画検討（園路、広場、駐車場等の公園施設の再整備に係る概略設計、事業費検討等）及びアクセス道路整備に係る概略設計等
 - ① 公園の基本計画検討
 - 以下の項目について検討を行った上で、ソレイユの丘及び隣接地の基本計画としてまとめる。なお、「機能計画」「施設配置計画」については、ヒアリング等による民間事業者の意向や、最適な事業スキーム等を把握したうえで検討を行う。「施設配置計画」については、隣接地と既存公園部分の一体性を確保する動線計画の考え方について記載すること。
 - ・ コンセプトの検討
 - ・ 機能計画
 - ・ 施設配置計画
 - ・ 園路、広場、駐車場、インフラ整備等の概略設計
 - ・ 事業費及び実施スケジュールの検討等
 - ② アクセス道路整備に係る概略設計等
 - ソレイユの丘及び隣接地の整備に関連して実施するアクセス道路整備に当たり必要となる以下の検討を行う。
 - ・ アクセス道路の拡幅、交差点改良等に係る概略設計
 - ・ 事業費及び実施スケジュールの検討等
- (4) 調査結果のとりまとめ

3-2 事業手法検討調査

- (1) PPP/PFI の導入可能性調査
 - ① 事業スキームの整理
 - 公園の基本計画を踏まえ、想定される事業スキームを整理する。
 - ② 最適な事業スキームの検討
 - 公園の基本計画を踏まえ、ヒアリング等により民間事業者の意向を把握した上で、①で整理した事業スキームの定性評価及び定量評価を行い、最適な事業スキームを検討する。
 - ③ PPP/PFI の導入可能性のとりまとめ
 - 公園の基本計画及び最適な事業スキームの検討を踏まえ、PPP/PFI の導入可能性検討の結果として取りまとめる。

(2) 事業者公募に係る検討

① 公募条件の検討

基本計画及び、PPP/PFI の導入可能性調査の結果を踏まえ、次年度以降に予定している事業者公募の公募条件の検討を行う。なお、リスク分担の検討に当たっては、ヒアリング等により民間事業者の意向を把握した上で検討を行う。

② 公募関連資料案の作成

- ・ 公募要項又は公募設置等指針
- ・ 要求水準書
- ・ 審査基準書
- ・ 必要となる関連契約書
- ・ その他必要となる資料（指定管理者に係る公募資料案等）

③ 公募スケジュール案の検討

次年度以降に予定している事業者公募のスケジュール案の作成

(3) 調査結果のとりまとめ

3-3 その他

(1) 庁内等への説明に必要な資料作成等を支援すること。

(2) 隣接地の取得に必要な資料作成等を支援すること。

4 成果品

本業務の成果品は次に定めるものとする。

(1) 報告書（長井地区における広域的な観光拠点機能拡充のための基盤整備検討調査業務委託）

ア 報告書 3部（国土交通省の報告書フォーマットによるもの）

イ 電子データ 1枚（記録媒体（CD-R等）に記録したもの）

(2) 報告書（長井地区における広域的な観光拠点機能拡充のための基盤整備及び事業手法検討調査業務委託）

ア 報告書 3部（A4版カラー、黒表紙金箔文字製本1部、くるみ製本2部）

イ 報告書概要版 20部（A3版カラー印刷）

ウ 平面図、断面図、パース図

エ 電子データ 1枚（記録媒体（CD-R等）に記録したもの）

(3) その他本市が本業務の成果品として必要と認めるもの

(4) 提出形式

- ① 報告書は Microsoft (Word 等) 形式及び PDF 形式で記録し、提出すること
- ② 本業務で撮影した、写真等は JPEG 形式等の電子データで提出すること
- ③ 本業務で作成した、図や表は、JPEG 形式や Excel 形式等の電子データで提出すること

5 支払方法

委託料は、「成果品」を提出後、本市で検査した後に一括で支払うこととする。

6 留意事項

- (1) 本業務の一部は国土交通省の補助金を活用することを前提としており、以下の点に特に注意すること。
 - ① 補助金の交付決定通知日以降の契約となること
 - ② 履行期間については、国土交通省の指示により変更となる可能性があるため、指示があった場合は適宜対応すること
 - ③ 調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応すること
- (2) 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (3) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 各業務を履行するにあたり、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (5) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項（別紙 2）に従い、万全の対策を講じること。
また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (7) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含む。
- (8) 契約の履行または不履行により、市又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。

- (10) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は本市に帰属するものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

7 問合せ先

横須賀市 環境政策部 公園活用推進担当課 官民連携事業担当

住 所：〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地（横須賀市役所 2 号館 6 階）

電 話：046-822-9572（直通）

E-mail：pac-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp